

常願寺川水系流域委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「常願寺川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検した結果に関して意見を述べる。

2 委員会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。

3 委員会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

（組織等）

第3条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。

3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会の招集は、局長より委任された富山河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。

2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

（情報公開）

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

附則 本規約は、令和5年9月29日より施行する。